



「法の支配」ということ

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

本において政治家や行政の担当者がどこまでこの言葉の本質を理解しているのか、はなはだ心もとないものがあります。そして本来この大原則によって守られるべき国民の側もその意味を十分理解しているとは到底思えないのが現実です。

▼安倍元首相は積極外交を展開する中で、好んで「民主国家」としての理念を共有する諸国との連携を口にしてきました。その民主国家の条件の一つとして語られたのが「法の支配」が成立していることでした。岸田首相も香港や新疆ウイグルに関する発言でこの言葉を持ち出しています。

▼民主国家において為政者が「法の支配」を尊重することは当然のことです。しかし、日

▼「法の支配」は、もともと封建社会の王侯貴族などの支配者の専横から市民を守るために掲げられたものでした。これは義務教育の中で日本国民が等しく学習する常識です。この大原則をおろそかにすることは民主国家の形骸化を招き、独裁体制への道を開く危険をはらんでいます。

▼現実の日本では、法の趣旨を平気で捻じ曲げる政府とそれに唯々諾々と従う大衆、そし

て利己的な理由から政治を利用する輩が闊歩しています。その最も身近な例がコロナ対策です。新型コロナウイルス感染症が第2類相当の感染症であるなら、行政はしかるべき施設と医療体制を用意して感染者を隔離しなければなりません。それは強毒性のウイルスの蔓延で社会が破滅的な状況に陥ることを防ぐためです。しかし、ウイルスは変異を重ねることによって弱毒化する一方で、予防薬や治療方法も整備されて、もはや未知の恐ろしい感染症ではなくなっています。感染力が強まることで感染のピークが高くなり、隔離施設

の確保が困難になって自宅療養が大幅に増加、保健所や関連医療機関の疲弊が明らかになり、政府は感染者の取り扱いや感染者の全数把握

などを見直し、なし崩しで法律の求める範囲を逸脱しつつあります。法律上の指定が現実に合わせていなければ、まず指定を改めればよいのです。政府は法の精神を踏みにじり、「法の支配」を無視し続けているのです。

▼最近の政府によるもう一つの「法の支配」からの逸脱は安倍元首相の国葬問題です。法的根拠が消滅しているにも関わらず、法の定める内閣の決定権を拡大解釈して国葬を強行しました。こんな解釈が許されるなら内閣はやりたいことを何でもできることになりました。このことは憲法解釈を捻じ曲げて内閣総理大臣の解散権を容認してきた国会やマスメディアが「法の支配」の本質をないがしろにしてきたことと共通しています。